

## 岩倉市骨髄提供者等助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄・末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者となった市民及びその者を雇用する事業所に骨髄提供者等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供者等の経済的負担を軽減するとともに、骨髄等の提供希望者の増加を図り、もって骨髄等の移植の推進に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者であって、当該骨髄等の提供を完了した日に市内に住所を有するもの（以下「提供者」という。）
- (2) 提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。以下「勤務事業所」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けている者
- (2) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 提供者に対する助成金の額 骨髄等の提供のための次に掲げる通院、入院又は面談（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下「通院等」という。）の日数

に2万円を乗じて得た額

ア 健康診断のための通院

イ 自己血貯血のための通院

ウ 骨髄等の採取のための入院

エ その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等

(2) 勤務事業所に対する助成金の額 提供者が骨髄等の提供のために休業した日数に1万円を乗じて得た額

2 前項各号の日数は、1回の骨髄等の提供につき7日を限度とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする提供者は、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に、岩倉市骨髄提供者等助成金交付申請書兼請求書(提供者用)(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類(通院等の日数が確認できるもの)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする勤務事業所は、その雇用する提供者による骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に、岩倉市骨髄提供者等助成金交付申請書兼請求書(事業所用)(様式第2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号の書類は、提供者が前項の交付申請を行った場合には、添付を要しない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類(通院等の日数が確認できるもの)

(2) 提供者との雇用関係が確認できる書類

(3) 提供者が骨髄等の提供をするために休業したことが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は岩倉市骨髄提供者等助成金交付決定通知書(様式第3)により、不適当と認めた場合は岩倉市骨髄提供者等助成金不交付決定通知書(様式第4)により、交付申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定した者に対し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日以降に骨髓等の提供を行ったものに係る助成金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。